≪中島村人事行政の運営状況≫

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営の公正性、透明性を高めるため「中島村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和7年度の人事行政の運営状況等を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

◆採用者数について

令和7年度	採用者	事　務　職	1人
		再　任　用	－
		専　門　職	3人

◆退職者数について

令和7年度	退職者	定年退職	－
		勧奨、その他	3人

◆部門別職員数の状況(各年4月1日現在)　　単位:人

区分＼部門		議会	総務	税務	農水	商工	土木	民生	衛生	小計	教育	公営企業等 水道	下水道	その他	小計	総合計
職員数	令6	2	10	5	5	1	4	15	3	45	18	1	1	2	4	67
	令7	2	11	5	4	1	5	14	4	46	19	1	1	2	4	69
増減数 対前年	令6	0	0	0	0	0	0	0	△ 1	△ 1	2	0	0	0	0	1
	令7	0	1	0	△ 1	0	1	△ 1	1	1	1	0	0	0	0	2

※上表には、村長、副村長、教育長、技能労務職は含まれません。

2. 職員の人事評価の状況

村では、平成28年度から人事評価制度を導入し、「業績評価」と「能力評価」の両面から評価を行い職員の自発的な能力開発、職員の勤労意欲の高揚及び職務能力の向上並びに組織の活性化を図っています。

3. 職員給与の状況

◆人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年3月31日現在)	歳出総額 A	実質収支 (歳入総額-歳出総額)	人件費 B	人件費率 B/A	前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和7年度	4,637	3,638,598	200,302	752,921	20.7	19.4

※人件費には、議会議員やその他の非常勤特別職の報酬、村長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれます。

◆職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B/A	前年度の一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和7年度	66	228,974	28,267	95,283	352,524	5,341	5,268

(注) 1　職員手当には退職手当は含みません。
2　職員数については、令和7年4月1日現在の人数です。また会計年度任用職員は含みません。
3　給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれません。

◆職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況　(令和7年4月1日現在)

区分	一般行政職 平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	円	円	歳
中島村	309,700	329,530	39.3
国	332,237	－	41.9
福島県	335,600	366,537	42.7

※平均給与月額とは、給料と職員手当(期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く)の合計を職員数で除した金額です。

※一般行政職とは、給与実態調査に基づいた行政職です。

◆職員の初任給の状況　(令和7年4月1日現在)

区分		中島村 決定初任給	中島村 採用2年経過日給料額	福島県 決定初任給	国 決定初任給
		円	円	円	円
一般行政職	大学卒	236,700	245,500	242,500	220,000
	高校卒	204,000	215,800	210,600	188,000

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数		
		10年～15年未満	15年～20年未満	20年～25年未満
一　般 行政職	大学卒	円 277,800	円 316,100	円 337,200
	高校卒	不在	不在	不在

◆特別職の報酬等の状況　　（ 令和7年度 ）

区分		給料(報酬)月額	期末手当の支給割合
給料	村　長	円 783,000	
	副村長	円 590,000	6月期　1.725月分
	教育長	円 535,000	12月期　1.775月分
報酬	議長	円 311,000	計　3.5月分
	副議長	円 249,000	
	議　員	円 225,000	

◆職員期末・勤勉手当・退職手当の状況　　（　令和7年度　）

区分		中島村			国		
期末・勤勉手当	支給率	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
	6月期	月分 1.25	月分 1.05	月分 2.3	月分 1.25	月分 1.05	月分 2.3
	12月期	月分 1.275	月分 1.075	月分 2.35	月分 1.275	月分 1.075	月分 2.35
	計	月分 2.525	月分 2.125	月分 4.65	月分 2.525	月分 2.125	月分 4.65
	職制上の段階職務の等級による加算措置	有			有		
退職手当	支給率	自己都合	勧奨・定年		自己都合	勧奨・定年	
	勤続20年	月分 19.6695	月分 24.586875		月分 19.6695	月分 24.586875	
	勤続25年	月分 28.0395	月分 33.27075		月分 28.0395	月分 33.27075	
	勤続35年	月分 39.7575	月分 47.709		月分 39.7575	月分 47.709	
	最高限度支給率	月分 47.709	月分 47.709		月分 47.709	月分 47.709	

※退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

◆一般行政職の級別職員数の状況
（部門別職員数）
（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務	職員数	構成比
6級	課長等	人 3	% 7.0
5級	課長等	人 6	% 14.0
4級	課長補佐 主任主査	人 7	% 16.3
3級	係　長 主　査	人 4	% 9.3
2級	主任主事 主任技師	人 12	% 27.9
1級	主　事 技　師	人 11	% 25.6
計		人 43	% 100.0

◆その他の職員手当の状況

手当名	区分		支給額
扶養手当（月額）	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者・父母等	6,500円
		子	13,000円　（ 特定期間の加算　5,000円 ）
住居手当（月額）	住居の区分	借家・借間(世帯主)	最高支給限度　28,000円 (家賃9,500円以上の場合)
通勤手当（月額）	交通手段の区分	自家用車等利用者 (通勤距離2km以上)	・通勤距離2km～95km　3,000円～69,700円 ・95km超　73,300円
寒冷地手当（11月～3月の月額）	4級地支給地域	世帯主である職員 ・扶養親族のある職員 ・扶養親族を有しない職員	 19,800円 11,400円
		その他の職員	8,200円
特殊勤務手当（日額）	防疫防除作業手当	伝染病防疫に従事する職員が防疫防除作業に直接従事したとき	500円
	行旅病人等の取扱業務手当	行旅病人の救護業務に直接従事したとき	500円
		行旅死病人の埋火葬等の処理業務に直接従事したとき	4,500円
	災害応急作業等手当	重大な自然災害の発生現場における巡回監視、災害状況調査等の作業に従事した場合	**480～730円** **※危険を伴うなど作業内容に応じた加算あり（上限1,460円）**

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◆勤務時間の状況　　（令和7年4月1日現在）

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで	土曜日 日曜日

※幼稚園、保育所、放課後児童クラブは、上記と異なる勤務形態となっています。

◆年次休暇の状況

（ 令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日 ）

総給付日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日時数 B/C	取得率 B/A
日	日	人	日	%
2,579	831.0	65	12.8	32.2

※ 対象職員数は、勤務条件調査に基づいた人数です。

◆育児休業の取得状況 （ 令和7年度 ）

区分	男性	女性
育児休業	人 2	人 5
部分休業	人 0	人 0

◆休暇等の種類 （令和7年4月1日現在）

○年次有給休暇

○病気休暇

○特別休暇

（産前・産後休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、結婚休暇、忌引休暇、ドナー休暇、夏季休暇、配偶者及び子並びに父母の祭日休暇、災害又は交通機関の事故等による休暇、公民権行使のための休暇、公の職務執行のための休暇など）

○介護休暇

○育児休業

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

◆分限処分者数

処分の具体的事由 ＼ 処分の種類	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	0 人	0 人	0 人	0 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人
職制、定数の改廃、予算の減少により職廃、過員を生じた場合	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	0 人	0 人	0 人	0 人
条例で定める事由による場合	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	0 人	0 人	0 人	0 人

◆懲戒処分者数

処分の具体的事由 ＼ 処分の種類		減給	停職	免職	合計
一般服務違反関係	信用失墜行為	0 人	0 人	0 人	0 人
	職務専念義務違反	0 人	0 人	0 人	0 人
道路交通法違反	職務執行中	0 人	0 人	0 人	0 人
	その他	0 人	0 人	0 人	0 人
合計		0 人	0 人	0 人	0 人

6. 職員の服務の状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員にさまざまな義務が課せられています。

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務　○信用失墜行為の禁止

○秘密を守る義務　○職務に専念する義務　○政治的行為の制限

○争議行為等の禁止　○営利企業等の従事制限

7. 職員の研修

◆職員研修

福島自治研修センターで行われる、研修(一般研修、専門研修、特別研修)に参加し、人材の育成を図っています。

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

◆福利厚生制度に関する状況 （ 令和7年度 ）

区分	受診者数(延)	内 容 等
人間ドック	4 人	医療機関等が実施する総合検診 検診料の一部を助成
定期健康診断・婦人科健康診断	58 人	生活習慣病予防検診・乳がん検診・子宮がん検診

◆公務災害補償制度 （ 令和7年度 ）

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 福島県支部	2 件	・屋外での作業中に負傷 ・保育中に負傷

◆利益の保護の状況
職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

9. 公平委員会に係る業務に関すること

県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

◆勤務条件に関する措置の要求の状況
該当なし

◆不利益処分に関する不服申立ての状況
該当なし